

○大阪府財務諸表作成基準

平成 23 年 3 月 29 日会計第 3894 号

大阪府財政運営基本条例（平成 23 年大阪府条例第 136 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、大阪府財務諸表作成基準（以下「基準」という。）を次のように定める。

大阪府財務諸表作成基準

目 次

- [第 1 章](#) 総 則（第 1 条―第 8 条）
- [第 2 章](#) 貸借対照表（第 9 条―第 17 条）
- [第 3 章](#) 行政コスト計算書（第 18 条―第 21 条）
- [第 4 章](#) キャッシュ・フロー計算書（第 22 条―第 24 条）
- [第 5 章](#) 純資産変動計算書（第 25 条・第 26 条）
- [第 6 章](#) 注 記（第 27 条―第 31 条）
- [第 7 章](#) 附属明細表（第 32 条）
- [第 8 章](#) 雑 則（第 33 条）
- [附 則](#)

第 1 章 総 則

（適用範囲及び目的）

第 1 条 本基準は、府（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部または一部の適用を受ける企業（以下「公営企業会計」という。）を除く。）の財務諸表の作成の基準を示したものである。

2 財務諸表は、次の各号に掲げる事項を達成するために有用な財務に関する情報を提供することを目的とする。

- （1）府民、府債の投資者、その他の利害関係者が行う、府の行政運営に対する政治的、社会的又は経済的意思決定のための情報を、正確かつ迅速に開示し、自治体経営者としての公的説明責任を果たすこと。
- （2）財務の分析及び評価に基づく自治体経営マネジメントを強化し、より有効的、効率的かつ経済的な行政運営と住民の福祉の増進に努めること。

（定義）

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）単式会計決算

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 233 条第 1 項の規定により会計管理者が調製する決算をいう。

（2）会計年度

法第 208 条第 1 項に規定する会計年度で、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。

（3）出納閉鎖

法第 235 条の 5 の規定により翌年度 5 月 31 日をもって出納を閉鎖することをいう。

（4）出納整理期間

会計年度終了後に歳入及び歳出に属する現金の収納又は支払を行う翌年度 4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間をいう。

（5）会計

一般会計、大阪府特別会計条例（昭和 39 年大阪府条例第 3 号）に規定する特別会計、母子父子寡婦

福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、林業改善資金特別会計及び国民健康保険特別会計をいう。

(6) 部局

大阪府組織条例（昭和 28 年大阪府条例第 1 号）に規定する局及び部、大阪府会計管理者の補助組織設置規則（平成 19 年大阪府規則第 7 号。以下「会計管理者規則」という。）に規定する会計局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局をいう。

(7) 所属

大阪府処務規程（昭和 28 年大阪府訓令第 1 号）に規定する部に属する室、局及び課、大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号。以下「財務規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する予算執行機関、会計管理者規則に規定する課、大阪府教育庁処務規程（昭和 29 年大阪府教育委員会訓令第 1 号）に規定する室及び課、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局並びに大阪府議会事務局規程（昭和 49 年大阪府議会規程第 2 号）に規定する課をいう。

(8) 取引

複式簿記の 5 つの要素である資産、負債、純資産、収入及び費用に増減をもたらす事象をいう。

(9) 公有財産

法第 238 条第 1 項に規定する公有財産をいう。

(10) 物品

法第 239 条第 1 項に規定する物品をいう。

(11) 償却資産

利用することや時の経過に伴って価値が減少する固定資産をいう。

(12) 不納欠損処理

法令の規定に基づく時効の完成又は徴収権の消滅により徴収できなくなった未収金について、財務規則第 33 条の規定により債権放棄の決定を行うことをいう。

(財務諸表の体系)

第 3 条 財務諸表は、貸借対照表（[様式第 1 号](#)）、行政コスト計算書（[様式第 2 号](#)）、キャッシュ・フロー計算書（[様式第 3 号](#)）、純資産変動計算書（[様式第 4 号](#)）、第 27 条から第 31 条に規定する注記及び第 32 条各号に規定する附属明細表とする。

(勘定科目及び金額の単位)

第 4 条 貸借対照表及び行政コスト計算書に表示する勘定科目は[別表 1](#)のとおりとする。

2 キャッシュ・フロー計算書に表示するキャッシュ・フロー科目は[別表 2](#)のとおりとする。

3 財務諸表の作成にあたっての金額は、円単位とする。ただし、必要に応じ、百万円や億円等他の単位をもって表示することができる。

(財務諸表の作成原則)

第 5 条 財務諸表は、府の行政運営に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

2 財務諸表は、正規の簿記の原則に基づき作成しなければならない。

3 財務諸表の作成においては、資本取引と損益取引を明確に区分しなければならない。

4 財務諸表には、会計事実を明瞭に表示しなければならない。

5 財務諸表の作成において採用する会計処理の基準及び手続を継続して用い、みだりに変更してはならない。

6 財務諸表の作成において、府の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適切に健全な会計処理をしなければならない。

(取引の計上基準)

第6条 財務諸表には、各会計年度における府の行政活動に伴い発生する取引を、原則として発生した時点をもって計上する。

2 財務諸表の会計期間は会計年度とする。また、作成基準日は、会計年度の末日である3月31日とする。ただし、会計年度のうち、一定期間を区切った期間を対象とする場合は、会計期間はその区切った期間とし、作成基準日はその区切った期間の末日とする。

3 財務諸表には、出納整理期間における現金の収納又は支払に関する取引を、歳入又は歳出の属する前項に規定する会計期間の取引として計上する。

4 取引は、それが属する会計、部局、事業その他必要な区分により計上する。

(財務諸表等の作成及び提出)

第7条 所属の長（以下「所属長」という。）は、この基準の外、別途定める財務諸表の作成に関する要領等に基づき、その所管に属する取引について財務諸表を作成し、部局長（以下「部局長」という。）に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により財務諸表を作成するにあたり、定期的に、取引に関する仕訳の確認、公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続等を行わなければならない。

3 所属長は、第1項の規定により財務諸表を作成するにあたり、職員の人件費、地方債の利息など別に定める取引について、会計管理者が算定する配賦額を計上することとし、配賦額の算定に必要な情報を会計管理者に報告しなければならない。

4 部局長は、第1項の規定により所属長が提出した財務諸表に基づき、その所管に属する取引について、財務諸表を作成し、会計管理者に提出しなければならない。なお、作成する財務諸表は、大阪府財政運営基本条例施行規則（平成24年大阪府規則第7号。）第6条第1項に規定する部局等の別に作成した財務諸表及び事業の別に作成した財務諸表とする。

5 会計管理者は、前項の規定により部局長が作成した財務諸表に基づき、会計別に財務諸表を作成しなければならない。

6 会計管理者は、前項の規定により財務諸表を作成するにあたり、定期的に、法第235条第1項に規定する指定金融機関が発行する府の公金に関する証明書類及び単式会計決算との照合その他の決算整理手続等を行わなければならない。

7 会計管理者は、前項の決算整理手続等の結果、金額の誤りその他財務諸表の正確性を確保できない事項が判明した場合は、部局長に対し、その原因の究明及び是正を求めなければならない。

8 当該会計年度の財務諸表は、出納閉鎖後3か月以内に作成しなければならない。

(システムによる情報管理)

第8条 財務諸表の作成は、財務会計システムに記録された取引を集計して行うものとする。

2 公有財産、重要物品、その他の資産に関する情報を管理するシステムの所管の長は、減価償却費など資産に関する取引の正確な情報を、財務会計システムに記録しなければならない。

3 会計管理者は、前項の情報について、金額の誤りその他財務諸表の正確性を確保できない事項が判明した場合は、前項に規定するシステムの所管の長に対し、その原因の究明及び是正を求めなければならない。

第2章 貸借対照表

(貸借対照表の作成目的)

第9条 貸借対照表は、第6条第2項に規定する財務諸表の作成基準日における資産、負債及び純資産の状況を明らかにすることを目的として作成する。

2 資産とは、行政活動の結果支配することとなった資源で、将来の行政サービス提供能力又は経済的便益の流入が期待されるものをいう。

3 負債とは、行政活動に伴い発生した債務であり、将来の行政サービス提供能力又は経済的便益の流出を生じさせるものをいう。

4 純資産とは、資産総額から負債総額を差し引いた金額をいう。

(貸借対照表の作成原則)

第10条 資産、負債及び純資産は総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除いてはならない。

(貸借対照表の構成)

第11条 貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分する。

2 資産は、流動資産と固定資産に区分し、負債は、流動負債と固定負債に区分する。

(貸借対照表の配列)

第12条 資産及び負債の配列については、原則として流動性配列法(流動性の高いものから順に低いものへと配列する方法)によるものとする。

(資産の価額)

第13条 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として取得原価とする。ただし、交換、受贈等によって取得した資産の価額については、取得時の公正な評価額によるものとする。

2 固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額とする。

(流動資産の計上)

第14条 流動資産の計上は次のとおりとする。

(1) 現金預金

ア 歳計現金等

法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金及び法第235条の3第1項に規定する一時借入金を計上する。

イ 歳入歳出外現金

法第235条の4第2項に規定する歳入歳出外現金を計上する。

(2) 未収金

歳入の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した金額を計上する。

ア 税未収金

地方税の未収金を計上する。

イ その他未収金

税未収金以外の未収金を計上する。

(3) 不納欠損引当金

未収金の不納欠損見込額を計上する。なお、不納欠損見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。

(4) 基金

ア 財政調整基金

大阪府基金条例(昭和39年大阪府条例第4号。以下「基金条例」という。)第1条の表中に規定する財政調整基金を計上する。

イ 減債基金

基金条例第1条の表中に規定する減債基金のうち、1年以内に償還が予定されている地方債の償還財源として充当されるものを計上する。

(5) 短期貸付金

法第240条第1項に規定する債権である貸付金(以下「貸付金」という。)のうち、翌会計年度に償

還期限が到来する金額を計上する。

(6) 貸倒引当金

前号に規定する短期貸付金に係る回収不能見込額を計上する。なお、回収不能見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。

(7) その他流動資産

ア 棚卸資産

販売用不動産を、次に掲げる区分により計上する。なお、正味売却価額が取得原価を下回っているときには、正味売却価額を貸借対照表価額とする。

(ア) 完成土地

販売用不動産のうち、造成が完成した土地をいう。

(イ) 未成土地

販売用不動産のうち、造成が完成する前の土地をいう。

イ その他流動資産

第1号から第7号アに規定するもの以外の流動資産を計上する。

(固定資産の計上)

第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。

(1) 事業用資産

ア 有形固定資産

公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。ただし、次号に規定するインフラ資産（以下本号において同じ。）に属するものを除く。

イ 無形固定資産

公有財産のうち、地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産権及びこれらに準ずる権利を計上する。ただし、インフラ資産に属するものを除く。

(2) インフラ資産

ア 有形固定資産

公有財産のうち、道路、河川、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。

イ 無形固定資産

公有財産のうち、インフラ資産の有形固定資産に関連する地上権等の用益物権、特許権等の無体財産権及びこれらに準ずる権利を計上する。

(3) 重要物品

取得原価が100万円以上の備品（次号に掲げる図書を除く。）を計上する。

(4) 図書

大阪府立図書館条例（昭和26年大阪府条例第12号）第1条に規定する大阪府立中之島図書館及び大阪府立中央図書館が管理する図書館に備え付けの図書を計上する。

(5) リース資産

ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。

(6) ソフトウェア

取得原価が100万円以上のソフトウェアを計上する。

(7) 建設仮勘定

行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。

(8) 投資その他の資産

ア 出資金

(ア) 法人等出資金

法第 238 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する出資金等を計上する。なお、取引所の相場のあるものについて、時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額とする。また、取引所の相場のないものについては、発行会社等の財政状況の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行う。

(イ) 公営企業会計出資金

公営企業会計に対する出資金を計上する。

イ 長期貸付金

第 14 条第 5 号に規定する短期貸付金を除く貸付金を計上する。

ウ 貸倒引当金

前号に規定する長期貸付金に係る回収不能見込額を計上する。なお、回収不能見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。

エ 基金

(ア) 減債基金

基金条例第 1 条の表中に規定する減債基金のうち、第 14 条第 4 号に規定する減債基金を除く減債基金を計上する。

(イ) 減債基金借入金

一般会計が減債基金から借入を行っている金額を控除科目として計上する。

(ウ) その他の基金

基金条例第 1 条第 1 項及び法第 241 条第 1 項の規定に基づき他の条例で設置した基金のうち、財政調整基金及び減債基金を除く基金を計上する。

(エ) その他基金借入金

一般会計がその他の基金から借入を行っている金額を控除科目として計上する。

オ その他債権

第 8 号アからエに規定するもの以外の投資その他の資産を計上する。

(流動負債の計上)

第 16 条 流動負債の計上は次のとおりとする。

(1) 地方債

地方債のうち、翌会計年度の償還予定額を計上する。

(2) 短期借入金

ア 他会計借入金

他会計からの借入金のうち、翌会計年度に償還期限が到来するものを計上する。

イ その他短期借入金

法第 235 条の 3 に規定する一時借入金を計上する。

(3) 賞与等引当金

「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和 39 年大阪府条例第 45 号）」によって職員に支給される手当及びこれに係る法定福利費で、翌会計年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当支給見込額並びにこれらに係る法定福利費支給見込額のうち当期の負担相当額を計上する。

(4) 未払金

ア 支払保証債務

法第 214 条に規定する債務負担行為のうち、債務保証及び損失補償に係るもので、かつその履行すべき金額が確定したもののうち、その支払が終了していないものを計上する。

イ その他未払金

支払保証債務以外の未払金を計上する。

(5) 還付未済金

還付手続を行った過誤納金のうち支払が終了していないものを計上する。

(6) リース債務

ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース債務のうち、翌会計年度に契約期限が到来するものを計上する。

(7) その他流動負債

第 1 号から第 6 号に規定するもの以外の流動負債を計上する。

(固定負債の計上)

第 17 条 固定負債の計上は次のとおりとする。

(1) 地方債

前条第 1 号に規定する地方債を除く地方債を計上する。

(2) 長期借入金

ア 他会計借入金

前条第 2 号に規定する短期借入金に属する他会計借入金を除く他会計借入金を計上する。

イ その他長期借入金

前条第 2 号に規定する短期借入金及びアを除く借入金を計上する。

(3) 退職手当引当金

当該年度末に全職員が自己都合退職した場合等の退職手当支給見込額を計上する。

(4) その他引当金

第 15 条第 8 号に規定する貸倒引当金、前条第 3 号に規定する賞与等引当金及び前号に規定する退職手当引当金以外の引当金を計上する。

(5) リース債務

ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース債務のうち、前条第 6 号に規定するリース債務を除くリース債務を計上する。

(6) その他固定負債

第 1 号から第 5 号に規定するもの以外の固定負債を計上する。

第 3 章 行政コスト計算書

(行政コスト計算書の作成目的)

第 18 条 行政コスト計算書は、一会計期間の行政サービスの提供に要した費用とそれを賄うための財源である収入及び収支差額を表示し、府民等の負担と受益のバランスを明らかにすることを目的として作成する。

2 費用とは、純資産の減少をもたらす、資産の減少又は負債の増加（経済的便益の減少）をいう。

3 収入とは、純資産の増加をもたらす、資産の増加又は負債の減少（経済的便益の増加）をいう。

(行政コスト計算書の作成原則)

第 19 条 費用及び収入は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収入の項目とを直接に相殺することによって、その全部又は一部を行政コスト計算書から除いてはならない。

(行政コスト計算書の区分)

第 20 条 行政コスト計算書は、通常の行政活動に関する費用及び収入を表示する「通常収支の部」と、特別

の事情により発生する費用及び収入を表示する「特別収支の部」に区分する。また、「通常収支の部」は「行政収支の部」と「金融収支の部」に区分する。

2 前項に規定する各区分に計上する収入及び費用の分類は次のとおりとする。

(1) 通常収支の部のうち行政収支の部

行政収入及び行政費用

(2) 通常収支の部のうち金融収支の部

金融収入及び金融費用

(3) 特別収支の部

特別収入及び特別費用

(収入及び費用等の計上)

第21条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。

(1) 行政収入

ア 地方税

府税及び地方消費税清算金を計上する。

イ 地方譲与税

地方譲与税を計上する。

ウ 市町村たばこ税府交付金

市町村たばこ税府交付金を計上する。

エ 地方特例交付金

地方特例交付金を計上する。

オ 地方交付税

地方交付税を計上する。

カ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金を計上する。

キ 国民健康保険関係交付金

国民健康保険関係交付金を計上する。

ク 分担金及び負担金（行政費用充当）

分担金及び負担金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。

ケ 使用料及び手数料

使用料及び手数料を計上する。

コ 国庫支出金（行政費用充当）

国庫支出金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。

サ 財産収入

財産収入を計上する。

シ 寄附金

寄附金を計上する。

ス 繰入金

特別会計及び公営企業会計からの繰入金を計上する。

セ 税諸収入

滞納処分費及び利子割精算金収入を計上する。

ソ 事業収入（特別会計）

港湾整備事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計における棚卸資産売却収入、地方消費税

清算特別会計における地方消費税収入、その他特別会計の主要な収入を計上する。

タ その他行政収入

アからソに属さない行政収入を計上する。

(2) 行政費用

ア 税連動費用

地方消費税清算金、地方消費税交付金など、府税の一定割合を市町村などへの交付する費用を計上する。

イ 給与関係費

報酬、給料、職員手当等、共済費など職員の人件費に関する費用を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。

ウ 物件費

委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費など物件の購入及び借上げ、業務委託、役務の提供に関する費用を計上する。ただし、他の費用勘定に計上するもの及び府の資産の形成又は負債の減少につながるもの並びに棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。

エ 維持補修費

維持需用費など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。

オ 社会保障扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。

カ 負担金・補助金・交付金等

他会計、他団体、公営企業会計等に対する負担金、補助金及び交付金などの費用を計上する。ただし、他の費用勘定に計上するもの及び府の資産の形成につながるもの並びに棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。

キ 国直轄事業負担金

国直轄事業負担金を計上する。

ク 繰出金

特別会計及び公営企業会計に対する繰出金を計上する。

ケ 減価償却費

償却資産に係る当期の減価償却費を計上する。

コ 債務保証費

支払保証債務の当期発生額を計上する。

サ 不納欠損引当金繰入額

不納欠損引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

シ 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

ス 賞与等引当金繰入額

賞与等引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

セ 退職手当引当金繰入額

退職手当引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

ソ その他引当金繰入額

その他引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

タ その他行政費用

アからソに属さない行政費用を計上する。

(3) 金融収入

ア 受取利息及び配当金

府預金利子、株式配当金等を計上する。

イ 地方債発行差金

地方債を打歩発行した場合の券面額と発行価額との差額を計上する。

(4) 金融費用

ア 地方債利息・手数料

地方債の支払利子及び地方債の発行、償還などに関する手数料を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。

イ 地方債発行差金

地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額を計上する。

ウ 他会計借入金利息等

他会計からの借入金に対する利子等を計上する。

(5) 特別収入

ア 分担金及び負担金（公共施設等整備）

分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

イ 分担金及び負担金（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

ウ 国庫支出金（公共施設等整備）

国庫支出金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

エ 国庫支出金（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

オ 固定資産売却益

固定資産の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。

カ 過年度修正益

過年度修正益を計上する。

キ その他特別収入

アからカに属さない特別収入を計上する。

(6) 特別費用

ア 固定資産売却損

固定資産の売却による収入額が、帳簿価額を下回る場合の差額を計上する。

イ 固定資産除却損

除却した固定資産の除却時の帳簿価額を計上する。

ウ 災害復旧費

災害復旧に関する費用を計上する。

エ 過年度修正損

過年度修正損を計上する。

オ その他特別費用

アからエに属さない特別費用を計上する。

(7) 当期収支差額

通常収支の差額と特別収支の差額の合計額をいう。

(8) 一般財源等配分調整額

一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した財源である地方税、地方交付税その他の収入（以下「一般財源等」という。）を計上する。

(9) 一般会計からの繰入金

特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。

(10) 一般会計への繰出金

特別会計が一般会計に対し繰り出した金額を計上する。

(11) 再計

当期収支差額に一般財源等配分調整額、一般会計繰入金及び一般会計繰出金を加減した金額をいう。

第4章 キャッシュ・フロー計算書

(キャッシュ・フロー計算書の作成目的)

第22条 キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示することを目的として作成する。

2 前項に規定する資金収支とは、第9条第1項に規定する貸借対照表に計上する現金預金の収支をいう。

(キャッシュ・フロー計算書の区分)

第23条 キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動の部」、「投資活動の部」及び「財務活動の部」に区分する。

2 「行政サービス活動」によるキャッシュ・フローには、次項に規定する投資活動及び第4項に規定する財務活動以外の、行政サービスの提供に関するものを計上する。

3 「投資活動」によるキャッシュ・フローには、固定資産の取得及び売却並びにその財源としての国庫支出金等の受入、資金の貸付及びその回収、出資金等の投資及び売却並びに基金の積立及び取崩等に関するものを計上する。

4 「財務活動」によるキャッシュ・フローには、地方債などの資金の調達及びその償還に関するものを計上する。

5 第2項に規定する「行政サービス活動」及び第3項に規定する「投資活動」を総称して「行政活動」とする。

(収入及び支出等の計上)

第24条 収入、支出、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。

(1) 行政サービス活動収入のうち行政収入

ア 地方税

府税及び地方消費税清算金を計上する。

イ 地方譲与税

地方譲与税を計上する。

ウ 市町村たばこ税府交付金

市町村たばこ税府交付金を計上する。

エ 地方特例交付金

地方特例交付金を計上する。

オ 地方交付税

地方交付税を計上する。

カ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金を計上する。

- キ 国民健康保険関係交付金
国民健康保険関係交付金を計上する。
 - ク 分担金及び負担金（行政支出充当）
分担金及び負担金のうち行政支出の財源として充当するものを計上する。
 - ケ 使用料及び手数料
使用料及び手数料を計上する。
 - コ 国庫支出金（行政支出充当）
国庫支出金のうち行政支出の財源として充当するものを計上する。
 - サ 財産収入
財産の貸付料等の財産収入を計上する。
 - シ 寄附金
寄附金を計上する。
 - ス 繰入金
特別会計及び公営企業会計からの繰入金を計上する。
 - セ 税諸収入
滞納処分費及び利子割精算金収入を計上する。
 - ソ 事業収入（特別会計）
港湾整備事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計における棚卸資産売却収入、地方消費税清算特別会計における地方消費税収入、その他特別会計の主要な収入を計上する。
 - タ その他行政収入
アからソに属さない行政収入を計上する。
- (2) 行政サービス活動収入のうち金融収入
- ア 受取利息及び配当金
府預金利子、株式配当金等を計上する。
 - イ 地方債発行差金
地方債を打歩発行した場合の券面額と発行価額との差額分の収入を計上する。
- (3) 行政サービス活動支出のうち行政支出
- ア 税連動支出
地方消費税清算金、地方消費税交付金など、府税の一定割合を原資として市町村へ交付する費用を計上する。
 - イ 給与関係費
報酬、給料、職員手当等、共済費など職員の人件費に関する支出を計上する。
 - ウ 物件費
委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費など物件の購入及び借上げ、業務委託、役務の提供に関する支出を計上する。ただし、他のキャッシュ・フロー科目に計上するもの及び府の資産の形成又は負債の減少につながるものを除く。
 - エ 維持補修費
維持需用費など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。
 - オ 社会保障扶助費
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。
 - カ 負担金・補助金・交付金等

他会計、他団体、公営企業会計等に対する負担金、補助金及び交付金などの支出を計上する。ただし、他のキャッシュ・フロー科目に計上するもの及び府の資産の形成につながるものを除く。

キ 国直轄事業負担金

国直轄事業負担金を計上する。

ク 繰出金

特別会計及び公営企業会計に対する繰出金を計上する。

ケ その他行政支出

アからクに属さない行政支出を計上する。

(4) 行政サービス活動支出のうち金融支出

ア 地方債利息・手数料

地方債の支払利子及び地方債の発行、償還などに関する手数料を計上する。

イ 他会計借入金利息等

他会計からの借入金に対する利子等を計上する。

(5) 行政サービス活動収入のうち特別収入

ア 分担金及び負担金（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

イ 国庫支出金（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

ウ その他特別収入

ア、イに属さない特別収入を計上する。

(6) 行政サービス活動支出のうち特別支出

ア 災害復旧費

災害復旧に関する支出を計上する。

イ その他特別支出

アに属さない特別支出を計上する。

(7) 投資活動収入

ア 分担金及び負担金（公共施設等整備）

分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

イ 国庫支出金（公共施設等整備）

国庫支出金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

ウ 財産収入

固定資産の売却収入を計上する。

エ 基金繰入金（取崩額）

第14条第4号イ及び第15条第8号エ（ア）に規定する減債基金（「減債基金」という。以下この条において同じ。）を除く基金繰入金を計上する。

オ 貸付金元金回収収入

貸付金の回収金額を計上する。

カ 保証金等返還収入

不動産借上等保証金、訴訟供託金等の返還金収入を計上する。

キ その他投資活動収入

アからカに属さない投資活動収入を計上する。

(8) 投資活動支出

- ア 公共施設等整備支出
施設の新設及び改良費など、府の資産の形成、資産価値の増加又は耐用年数の延長につながるものを計上する。
 - イ 基金積立金
減債基金を除く基金積立金を計上する。
 - ウ 出資金
法人等出資金及び公営企業会計出資金を計上する。
 - エ 貸付金
貸付金を計上する。
 - オ 保証金等支出
不動産借上等保証金、訴訟供託金等を計上する。
- (9) 行政活動キャッシュ・フロー収支差額
行政サービス活動収支の差額と投資活動収支の差額との合計額をいう。
- (10) 財務活動収入
- ア 地方債
地方債発行による収入を計上する。
 - イ 他会計借入金等
他会計からの借入による収入を計上する。
 - ウ 基金繰入金（取崩額）
減債基金からの繰入金を計上する。
 - エ 基金借入金
基金からの借入等による収入を計上する。
 - オ その他財務活動収入
アからエに属さない財務活動収入を計上する。
- (11) 財務活動支出
- ア 地方債償還金
地方債の償還金を計上する。
 - イ 他会計借入金等償還金
他会計借入等の償還金を計上する。
 - ウ ファイナンス・リース債務返済支出
ファイナンス・リース債務の返済のための支出を計上する。
 - エ 基金積立金
減債基金への積立金を計上する。
 - オ 基金借入金償還金
基金借入金の償還金を計上する。
- (12) 収支差額合計
行政活動収支の差額と財務活動収支の差額との合計額をいう。
- (13) 一般財源等配分調整額
一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した一般財源等を計上する。
- (14) 一般会計からの繰入金
特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。
- (15) 一般会計への繰出金

特別会計が一般会計に対し繰り出した金額を計上する。

(16) 前年度からの繰越金

前年度からの繰越金をいう。現金預金の期首残高に相当する。

(17) 形式収支

収支差額の合計と前年度からの繰越金との合計額をいう。

(18) 歳入歳出外現金受入額

歳入歳出外現金の当期受入額を計上する。

(19) 歳入歳出外現金払出額

歳入歳出外現金の当期払出額を計上する。

(20) 再計

形式収支に歳入歳出外現金受入額及び歳入歳出外現金払出額を加減した金額をいう。

第5章 純資産変動計算書

(純資産変動計算書の区分)

第25条 純資産変動計算書は、純資産を前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、それぞれの内訳を表示する。

(純資産変動計算書の計上)

第26条 純資産の内訳の計上は、次のとおりとする。

(1) 開始残高相当

平成23年度期首の純資産を計上する。

(2) 収支差額

行政コスト計算書の収支差額について計上する。

(3) 内部取引

組織間又は事業間における資産及び負債の移管額について計上する。

(4) 一般財源等配分調整額

一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した一般財源等を計上する。

(5) 一般会計からの繰入金

特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。

(6) 一般会計への繰出金

特別会計が一般会計に対し繰り出した金額を計上する。

第6章 注 記

(重要な会計方針)

第27条 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法をいい、財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

(1) 固定資産の減価償却の方法

(2) 法人等出資金の評価基準及び評価方法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(4) 引当金の計上基準

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(重要な会計方針の変更)

第28条 重要な会計方針等を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

(1) 重要な会計方針（会計処理の原則又は手続）を変更した場合には、その旨、理由及び財務諸表に与える影響

(2) 表示方法を変更した場合には、その内容
(重要な後発事象)

第 29 条 会計年度終了後、財務諸表を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財政状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
- (4) 重大な災害等の発生
- (5) その他重要な後発事象
(偶発債務)

第 30 条 会計年度末においては現実に債務は発生していないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- (1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの
- (2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの
- (3) その他主要な偶発債務
(追加情報)

第 31 条 財務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

- (1) 固定資産の減損の状況
- (2) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- (3) 繰越事業に係る将来の支出予定額
- (4) 一時借入金の実績額等
- (5) その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

第 7 章 附属明細表

(附属明細表)

第 32 条 財務諸表の内容を補足するため、次の各号の附属明細表を作成する。

- (1) 固定資産附属明細表 ([様式第 5 号](#))
- (2) 基金附属明細表 ([様式第 6 号](#))
- (3) 法人等出資金明細表 ([様式第 7 号](#))
- (4) 貸付金明細表 ([様式第 8 号](#))
- (5) 引当金明細表 ([様式第 9 号](#))
- (6) 地方債明細表 ([様式第 10 号](#))
- (7) 純資産変動分析表 ([様式第 11 号](#))
- (8) 地方税内訳附属明細表 ([様式第 12 号](#))
- (9) 資産及び負債行政目的別一覧表 ([様式第 13 号](#))
- (10) 収入及び費用行政目的別一覧表 ([様式第 14 号](#))
- (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表 ([様式第 15 号](#))
- (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表 ([様式第 16 号](#))
- (13) 売却予定固定資産明細表 ([様式第 17 号](#))

(14) 基金保管状況明細表 ([様式第 18 号](#))

第 8 章 雑 則

(細則)

第 33 条 この基準に定めるもののほか財務諸表の作成に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 3 月 30 日から施行し、平成 23 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 8 月 31 日から施行し、平成 23 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 7 月 10 日から施行し、平成 26 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 7 月 8 日から施行し、平成 27 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 7 月 24 日から施行し、平成 29 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、令和元年 7 月 16 日から施行し、平成 30 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 7 月 29 日から施行し、令和元年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 7 月 14 日から施行し、令和 3 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、令和 6 年 9 月 9 日から施行し、令和 5 年度の財務諸表の作成から適用する。

別表 1 勘定科目

1 貸借対照表

(1) 資産の部

流動資産	現金預金	歳計現金等 歳入歳出外現金	
	未収金	税未収金 その他未収金	
固定資産	不納欠損引当金 基金	財政調整基金 減債基金	
	短期貸付金 貸倒引当金 その他流動資産		
	事業用資産	有形固定資産	土地 建物 工作物 立木竹 船舶 浮標等 航空機
		無形固定資産	地上権 特許権等
	インフラ資産	有形固定資産	土地 建物 工作物
		無形固定資産	地上権 特許権等
	重要物品 図書 リース資産 ソフトウェア 建設仮勘定 投資その他の資産	出資金	法人等出資金 公営企業会計出資金
		長期貸付金 貸倒引当金 基金	減債基金 減債基金借入金 その他の基金 その他基金借入金
		その他債権	

(2) 負債の部

流動負債	地方債 短期借入金	他会計借入金 その他短期借入金	
	賞与等引当金 未払金	支払保証債務 その他未払金	
固定負債	還付未済金 リース債務 その他流動負債		
	地方債 長期借入金	他会計借入金 その他長期借入金	
	退職手当引当金 その他引当金 リース債務 その他固定負債		

(3) 純資産の部

純資産			
-----	--	--	--

2 行政コスト計算書

(1) 収入の部

行政収入	地方税 地方譲与税 市町村たばこ税府交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 国民健康保険関係交付金 分担金及び負担金（行政費用充当） 使用料及び手数料 国庫支出金（行政費用充当） 財産収入 寄附金 繰入金	特別会計繰入金 公営企業会計繰入金
金融収入	税諸収入 事業収入（特別会計） その他行政収入	
特別収入	受取利息及び配当金 地方債発行差金	
	分担金及び負担金（公共施設等整備） 分担金及び負担金（災害復旧費） 国庫支出金（公共施設等整備） 国庫支出金（災害復旧費） 固定資産売却益 過年度修正益 その他特別収入	
一般会計からの繰入金		

(2) 費用の部

行政費用	税連動費用 給与関係費 物件費 維持補修費 社会保障扶助費 負担金・補助金・交付金等 国直轄事業負担金 繰出金 減価償却費 債務保証費 不納欠損引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他引当金繰入額 その他行政費用	
金融費用	地方債利息・手数料 地方債発行差金 他会計借入金利息等	
特別費用	固定資産売却損 固定資産除却損 災害復旧費 過年度修正損 その他特別費用	
一般会計への繰出金		

別表2 キャッシュ・フロー科目

1 行政サービス活動

(1) 収入

行政収入	地方税 地方譲与税 市町村たばこ税府交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 国民健康保険関係交付金 分担金及び負担金（行政支出充当） 使用料及び手数料 国庫支出金（行政支出充当） 財産収入 寄附金 繰入金	特別会計繰入金 公営企業会計繰入金
金融収入	税諸収入 事業収入（特別会計） その他行政収入	
特別収入	受取利息及び配当金 地方債発行差金 分担金及び負担金（災害復旧費） 国庫支出金（災害復旧費） その他特別収入	

(2) 支出

行政支出	税連動支出 給与関係費 物件費 維持補修費 社会保障扶助費 負担金・補助金・交付金等 国直轄事業負担金 繰出金 その他行政支出	
金融支出	地方債利息・手数料 他会計借入金利息等	
特別支出	災害復旧費 その他特別支出	

2 投資活動

(1) 収入

投資活動収入	分担金及び負担金（公共施設等整備） 国庫支出金（公共施設等整備） 財産収入 基金繰入金（取崩額） 貸付金元金回収収入 保証金等返還収入 その他投資活動収入	財政調整基金 その他の基金
--------	---	------------------

(2) 支出

投資活動支出	公共施設等整備支出 基金積立金 出資金 貸付金 保証金等支出	財政調整基金 その他の基金
--------	--	------------------

3 財務活動

(1) 収入

財務活動収入	地方債 他会計借入金等 基金繰入金（取崩額） 基金借入金 その他財務活動収入	減債基金
--------	--	------

(2) 支出

財務活動支出	地方債償還金 他会計借入金等償還金 ファイナンス・リース債務返済支出 基金積立金 基金借入金償還金	減債基金
--------	---	------

4 その他

一般会計からの繰入金 一般会計への繰出金 歳入歳出外現金受入額 歳入歳出外現金払出額		
---	--	--

様式第1号 貸借対照表

(単位：)

科 目	金額	科 目	金額
資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産		Ⅰ 流動負債	
現金預金		地方債	
歳計現金等		短期借入金	
歳入歳出外現金		他会計借入金	
未収金		その他短期借入金	
税未収金		賞与等引当金	
その他未収金		未払金	
不納欠損引当金	△	支払保証債務	
基金		その他未払金	
財政調整基金		還付未済金	
減債基金		リース債務	
短期貸付金		その他流動負債	
貸倒引当金	△	Ⅱ 固定負債	
その他流動資産		地方債	
Ⅱ 固定資産		長期借入金	
事業用資産		他会計借入金	
有形固定資産		その他長期借入金	
土地		退職手当引当金	
建物		その他引当金	
工作物		リース債務	
立木竹		その他固定負債	
船舶		負債の部合計	
浮標等		純資産の部	
航空機		純資産	
無形固定資産		(うち当期純資産増減額)	
地上権			
特許権等			
インフラ資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
工作物			
無形固定資産			
地上権			
特許権等			
重要物品			
図書			
リース資産			
ソフトウェア			
建設仮勘定			
投資その他の資産			
出資金			
法人等出資金			
公営企業会計出資金			
長期貸付金			
貸倒引当金	△		
基金			
減債基金			
減債基金借入金	△		
その他の基金			
その他基金借入金	△		
その他債権		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

様式第2号 行政コスト計算書

(単位：)

科 目	金 額
通常収支の部	
Ⅰ 行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
市町村たばこ税府交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
交通安全対策特別交付金	
国民健康保険関係交付金	
分担金及び負担金（行政費用充当）	
使用料及び手数料	
国庫支出金（行政費用充当）	
財産収入	
寄附金	
繰入金	
特別会計繰入金	
公営企業会計繰入金	
税諸収入	
事業収入（特別会計）	
その他行政収入	
2 行政費用	
税連動費用	
給与関係費	
物件費	
維持補修費	
社会保障扶助費	
負担金・補助金・交付金等	
国直轄事業負担金	
繰出金	
減価償却費	
債務保証費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他引当金繰入額	
その他行政費用	
行政収支差額	
Ⅱ 金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及び配当金	
地方債発行差金	
2 金融費用	
地方債利息・手数料	
地方債発行差金	
他会計借入金利息等	
金融収支差額	
通常収支差額	
特別収支の部	
Ⅰ 特別収入	
1 特別収入	
分担金及び負担金（公共施設等整備）	
分担金及び負担金（災害復旧費）	
国庫支出金（公共施設等整備）	
国庫支出金（災害復旧費）	
固定資産売却益	
過年度修正益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
過年度修正損	
その他特別費用	
特別収支差額	
当期収支差額	
一般財源等配分調整額	
一般会計からの繰入金	
一般会計への繰出金	
再計	

様式第3号 キャッシュ・フロー計算書

(単位：)

科 目	金 額
I 行政サービス活動	
行政収入	
地方税	
地方譲与税	
市町村たばこ税府交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
交通安全対策特別交付金	
国民健康保険関係交付金	
分担金及び負担金（行政支出充当）	
使用料及び手数料	
国庫支出金（行政支出充当）	
財産収入	
寄附金	
繰入金	
特別会計繰入金	
公営企業会計繰入金	
税諸収入	
事業収入（特別会計）	
その他行政収入	
行政支出	
税連動支出	
給与関係費	
物件費	
維持補修費	
社会保障扶助費	
負担金・補助金・交付金等	
国直轄事業負担金	
繰出金	
その他行政支出	
金融収入	
受取利息及び配当金	
地方債発行差金	
金融支出	
地方債利息・手数料	
他会計借入金利息等	
特別収入	
分担金及び負担金（災害復旧費）	
国庫支出金（災害復旧費）	
その他特別収入	
特別支出	
災害復旧費	
その他特別支出	
行政サービス活動収支差額	
II 投資活動	
投資活動収入	
分担金及び負担金（公共施設等整備）	
国庫支出金（公共施設等整備）	
財産収入	
基金繰入金（取崩額）	
財政調整基金	
その他の基金	
貸付金元金回収収入	
保証金等返還収入	
その他投資活動収入	
投資活動支出	
公共施設等整備支出	
基金積立金	
財政調整基金	
その他の基金	
出資金	
貸付金	
保証金等支出	
投資活動収支差額	
行政活動キャッシュ・フロー収支差額	
III 財務活動	
財務活動収入	
地方債	
他会計借入金等	
基金繰入金（取崩額）	
減債基金	
基金借入金	
その他財務活動収入	
財務活動支出	
地方債償還金	
他会計借入金等償還金	
ファイナンス・リース債務返済支出	
基金積立金	
減債基金	
基金借入金償還金	
財務活動収支差額	
収支差額合計	
一般財源等配分調整額	
一般会計からの繰入金	
一般会計への繰出金	
前年度からの繰越金	
形式収支	
歳入歳出外現金受入額	
歳入歳出外現金払出額	
再計	

様式第4号 純資産変動計算書

(単位：)

区 分	開始残高 相 当	収支差額	内部取引	一般財源等 配分調整額	一般会計からの 繰 入 金	一般会計への 繰 出 金	合 計
前 期 末 残 高							
当 期 変 動 額							
当 期 末 残 高							

様式第5号 固定資産附属明細表

固定資産（有形）

（単位： ）

区 分	前期末取得原価 ①	当期増加額 ②	当期減少額 ③	当期末取得原価 ④＝①＋②－③	当期末減価償却累計額 (減損を含む) ⑤	当期償却額 (減損を含む) ⑥	当期末残高 ④－⑤
事業用資産							
土地							
建物							
工作物							
立木竹							
船舶							
浮標等							
航空機							
インフラ資産							
土地							
建物							
工作物							
重要物品							
図書							
リース資産							
ソフトウェア							
建設仮勘定							
合 計							

固定資産（無形）

（単位： ）

区 分	前期末残高 ①	当期増加額 ②	当期減少額 ③	当期償却額 ④	当期末残高 ①＋②－③
事業用資産					
地上権					
特許権等					
インフラ資産					
地上権					
特許権等					
合 計					

様式第6号 基金附属明細表

（単位： ）

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	基金借入金	差 引
財政調整基金						
減価基金						
その他の基金						
合 計						

様式第7号 法人等出資金明細表

（単位： ）

区分	出 資 先	貸借対照表価額	評価減実施累計額	評価減実施年度
出資による権利				
	小 計			
有価証券				
	小 計			
	合 計			

様式第8号 貸付金明細表

（単位： ）

貸 付 先	金 額
合 計	

様式第 9 号 引当金明細表

(単位：)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			(目的使用)	(その他)	
不納欠損引当金					
貸倒引当金					
賞与等引当金					
退職手当引当金					

様式第 10 号 地方債明細表

(単位：)

会 計	前期末残高	当期末残高	利 率	債 還 予 定 額		
				1 年以内	2 ～ 5 年以内	6 年目以降
			%～%			
			%～%			
			%～%			
			%～%			
			%～%			
合計						

様式第 11 号 純資産変動分析表

(単位：)

区 分	純資産増加	純資産減少	増加－減少	残 高	主な増減要因
前期末純資産残高					
【当期増減内容】					
I 固定資産のうち負債を伴わない額の増減					
①事業用資産（建設仮勘定を含む）					
②インフラ資産（建設仮勘定を含む）					
③その他					
小 計					
II 資産の裏付けのない固定負債の増減					
①特別債					
②基金借入金					
③長期性債務（退職手当引当金等）					
小 計					
III その他の増減					
①その他の資産（負債を伴わないもの）					
②その他の負債（資産を伴わないもの）					
小 計					
I ～ III の増減合計					
当期末純資産残高					

様式第 12 号 地方税内訳附属明細表

(単位：)

区 分	金 額
府民税	
事業税	
地方消費税	
不動産取得税	
府たばこ税	
ゴルフ場利用税	
軽油引取税	
自動車税	
鉦区税	
狩猟税	
宿泊税	
固定資産税	
旧法による税	
自動車取得税	
軽油引取税	
地方消費税清算金	
合 計	

様式第 13 号 資産及び負債行政目的別一覧表

(単位：)

区 分	議 会 費	総 務 費	福 祉 費	健 康 医 療 費	商 労 働 費	環 境 農 林 水 産 費	都 市 整 備 費	都 市 計 画 費	警 察 費	教 育 費	合 計
資産の部											
流動資産											
現金預金											
未収金											
基金											
その他											
固定資産											
事業用資産											
インフラ資産											
建設仮勘定											
投資その他の資産											
基金											
その他											
資産の部合計											
負債の部											
流動負債											
地方債											
未払金											
その他											
固定負債											
地方債											
その他											
負債の部合計											
純資産の部合計											

様式第 14 号 収入及び費用行政目的別一覧表

(単位：)

区 分	議 会 費	総 務 費	福 祉 費	健 康 医 療 費	商 労 働 費	環 境 農 林 水 産 費	都 市 整 備 費	都 市 計 画 費	警 察 費	教 育 費	合 計
行政収入											
地方税											
地方交付税											
分担金及び負担金											
使用料及び手数料											
国庫支出金											
その他											
行政費用											
給与関係費											
物件費											
負担金・補助金・交付金等											
維持補修費											
繰出金											
減価償却費											
引当金繰入額											
その他											
金融収入											
受取利息及び配当金											
その他											
金融費用											
地方債利息・手数料											
その他											
通常収支差額											
特別収入											
特別費用											
特別収支差額											
当期収支差額											
一般財源等配分調整額											
再計											

様式第 15 号 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表

貸借対照表

(単位：)

区分	年度 (出納整理期間を含む) ①	出納整理期間中の取引 (増加) ②	出納整理期間中の取引 (減少) ③	年度 (出納整理期間を除く) ①－②＋③
資産の部				
流動資産				
現金預金				
未収金				
基金				
その他				
固定資産				
事業用資産				
インフラ資産				
建設仮勘定				
投資その他の資産				
基金				
その他				
資産の部合計				
負債の部				
流動負債				
地方債				
未払金				
その他				
固定負債				
地方債				
その他				
負債の部合計				
純資産の部合計				

行政コスト計算書

(単位：)

区分	年度 (出納整理期間を含む) ①	出納整理期間中の取引 (増加) ②	出納整理期間中の取引 (減少) ③	年度 (出納整理期間を除く) ①－②＋③
行政収入				
地方税				
地方交付税				
分担金及び負担金				
使用料及び手数料				
国庫支出金				
その他				
行政費用				
給与関係費				
物件費				
負担金・補助金・交付金等				
維持補修費				
繰出金				
減価償却費				
引当金繰入額				
その他				
金融収入				
受取利息及び配当金				
その他				
金融費用				
地方債利息・手数料				
その他				
通常収支差額				
特別収入				
特別費用				
特別収支差額				
当期収支差額				

キャッシュ・フロー計算書

(単位：)

(参考)

区分	年度 (出納整理期間を含む) ①	前年度出納整理 期間中の取引 ②	当年度出納整理 期間中の取引 ③	年 4 月 1 日～ 年 3 月 31 日 のキャッシュ・フロー ①＋②－③	年度 (出納整理期間を除く) ①－③
行政サービス活動収入					
地方税					
地方交付税					
国庫支出金					
その他					
行政サービス活動支出					
行政サービス活動収支差額					
投資活動収入					
国庫支出金					
基金繰入金 (取崩額)					
その他					
投資活動支出					
公共施設等整備支出					
基金積立金					
その他					
投資活動収支差額					
財務活動収入					
地方債					
その他					
財務活動支出					
地方債償還金					
その他					
財務活動収支差額					
収支差額合計					
前年度からの繰越金					
形式収支					
歳入歳出外現金受入額					
歳入歳出外現金払出額					
再計					

様式第 16 号 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表

(単位：)

行政コスト計算書の当期収支差額		xxx, xxx, xxx
<u>ア 固定資産の増減</u>		<u>xxx, xxx, xxx</u>
減価償却費		xxx, xxx, xxx
固定資産売却益（損）		xxx, xxx, xxx
固定資産除却損		xxx, xxx, xxx
減損損失		xxx, xxx, xxx
出資金評価減		xxx, xxx, xxx
災害救助基金（物資）の増（減）		xxx, xxx, xxx
修学資金貸付金の償還免除		xxx, xxx, xxx
重要物品の受入		xxx, xxx, xxx
<u>イ 流動資産・流動負債の増減</u>		<u>xxx, xxx, xxx</u>
未収金の増加（減少）		xxx, xxx, xxx
還付未済金の増加（減少）		xxx, xxx, xxx
棚卸資産売却原価		xxx, xxx, xxx
棚卸資産評価損		xxx, xxx, xxx
不納欠損引当金繰入額		xxx, xxx, xxx
賞与等引当金繰入・戻入額		xxx, xxx, xxx
賞与・法定福利費支出時の引当金取崩額		xxx, xxx, xxx
<u>ウ その他非現金取引項目</u>		<u>xxx, xxx, xxx</u>
貸倒引当金繰入額		xxx, xxx, xxx
退職手当引当金繰入・戻入額		xxx, xxx, xxx
退職手当支出時の引当金取崩額		xxx, xxx, xxx
その他引当金繰入額		xxx, xxx, xxx
地方債発行差金		xxx, xxx, xxx
<u>エ 投資的経費の財源</u>		<u>xxx, xxx, xxx</u>
国庫支出金		xxx, xxx, xxx
分担金及び負担金		xxx, xxx, xxx
<u>オ 行政コスト計算書に計上しない行政サービス活動収支</u>		<u>xxx, xxx, xxx</u>
棚卸資産の原価に算入する支出額		xxx, xxx, xxx
<u>カ 地方債利息の会計間の配賦</u>		<u>xxx, xxx, xxx</u>
<u>キ その他の取引項目</u>		<u>xxx, xxx, xxx</u>
その他の行政収入		xxx, xxx, xxx
その他の行政費用		xxx, xxx, xxx
その他の特別収入		xxx, xxx, xxx
その他の特別費用		xxx, xxx, xxx
キャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額		xxx, xxx, xxx

様式第 17 号 売却予定固定資産明細表

(単位：)

区 分	面 積	貸借対照表上の表示		時 価 ②	差引評価差額 ②－①
		科目	金額①		
府 営 住 宅 施 設	m ²				
府 立 学 校 施 設					
福 祉 保 健 施 設					
警 察 施 設					
そ の 他 施 設					
漁 港 施 設					
廃 川 ・ 廃 道 敷					
合 計					

売却予定固定資産とは、現に公用又は公共用に供されておらず、かつ活用計画を持たない土地・建物、及びその他の低・未利用地並びに府営住宅活用用地（建替えに伴い生み出す用地）等のうち、売却方針が確定したものをいう。

様式第 18 号 基金保管状況明細表

(単位：)

区 分	現 金 ・ 預 金	一般会計繰替運用 ※ 1		有 価 証 券 ※ 2	土 地	そ の 他	合 計 (貸借対照表価額)
		(現金・預金)	(有価証券)				
財政調整基金							
減債基金							
その他の基金							
合 計							

※ 1 「大阪府基金条例」及び「大阪府会計管理者保管金における繰替使用及び繰替運用に関する要領」に基づき、基金に属する現金を一般会計に繰り替えて運用しているものを表示。

※ 2 基金に属する現金を一般会計に繰り替えて運用する「※ 1」を除き、有価証券の形態で保管しているものを表示。